

# 高齢者向け給付金のご案内

## (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方を支援するため、「高齢者向け給付金」を支給します。



### 《支給対象者》 ※次の2つの要件を共に満たす方が対象です

①平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象である方

※要件を満たしているにも関わらず、給付金を受け取っていない方も含まれます。

#### 平成27年度臨時福祉給付金支給要件

平成27年度分の住民税が課税されていない方。ただし、住民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護を受けている方は対象になりません。  
(奥出雲町での受付期間は終了しています。)

②平成29年3月31日までに65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

※年金を受給しているか否かは問いません。

### 《支給額》

対象者1人につき 3万円(1回限り)

### 《申請期間》

4月1日(金)～7月1日(金)

### 《申請方法》

この給付金は、平成27年1月1日に住民票があった市区町村に申請してください。  
奥出雲町では、平成27年1月1日時点において奥出雲町に住民票があり、対象と思われる方に、3月下旬に申請書類を送付します。申請書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒により投かんしてください。役場窓口(仁多庁舎 福祉事務所・横田庁舎 税務課)でも受け付けます。

#### 問い合わせ

福祉事務所 有線 31-5372 電話 0854-54-2541

給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

## 国保コーナー

### こんなときは14日以内に届出を!

入学・卒業・就職の季節です。次のような場合には、忘れずに健康福祉課(仁多庁舎)か税務課(横田庁舎)の窓口へ届出をしてください。

	こんなとき	届出に必要なもの (届出の際には世帯主と対象者のマイナンバー、運転免許証など身元を確認できるものが必要です)
国保に加入するとき	・職場の健康保険をやめたとき ・健康保険等の被扶養者からはずれたとき	印鑑、社会保険資格喪失証明書
国保を脱退するとき	・職場の健康保険等に加入したとき ・健康保険等の被扶養者になったとき	印鑑、国保と健保の両方の保険証
(※1)	・他の市町村へ転出するとき 修学される場合には、学生用保険証を交付します	印鑑、国保の保険証
その他の届出	・国保の保険証をなくしたとき	印鑑、身分を証明するもの

(※1) 健康保険等への加入によって既に国保資格を無くした方が国保の保険証を使って受診された場合、さかのぼって保険者負担額を全額請求させていただくことがありますので、特にご注意ください。

### 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額(入院時の食事代)が変わります

平成28年4月から住民税課税世帯の方が入院されたときの食事代が、一食あたり260円から360円になります。

課税世帯以外の方、指定難病、小児慢性特定疾患の方は現行の額(260円)と変更ありません。また、平成28年4月1日において既に1年を越えて精神病床に入院されている方の負担額は、経過措置として据え置かれます。

### 窓口で個人番号の分かるものをご持参ください

平成28年1月1日からマイナンバー制度が始まり、国保、後期高齢者の資格取得、限度額適用認定、高額療養費支給申請等の際に個人番号を記載していただくことになりました。役場窓口に来られるときは、必ず持参していただきますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせは、役場健康福祉課医療介護保険グループまでお願いします。  
有線 31-5122 電話 54-2511